消防用設備等の種類			注筆	自動火災報知設備										ガスもれ	ガスもれ非常警報詞			⊋備 / _火							
			法第 17条の 2005	が 関係 マポン・ハ (政権 こと)女こう の とうが 入り									火災警報 設 備 放送設備、放送			設備	ш								
			令第 34条 の2 第項 2号八		全 体			部 分					煙感知器		器	煙感知器、熱 煙複合式スポ			設 建	非常自動		と非ル又送設	は放		
R≱	防火対象物の別			旡	-(延べ	特 定 1	地階以	地 3 階階	地階	11	通	指道供		階		天	ット型感知器 又は炎感知器		知器	備を必要と			巨動	式サ	と サ 朝!
	防火対象物の別 (令別表一)			字	面	段等	は無容		又は	階	信機	定可	路れの	E	ī,	井 の	廊下	地 11階	天井	必 び	収容		_	階	装出
□□は特定防火対象物			=	7	積別以	特定1階段等防火対象物	地階又は無窓階(㎡以上	無窓階又以上の階	階又は2階以	以	器	_	用部		^	高	通	階·無窓階	の高	必要とする(い)	-	地無	_	re	置
は行作別人が教他].	及	般上	#初	上	ίŧ	Ê	上	室	物	に分	Ę	€	ਣੇ	路	階	2	න(^{⋈⊥})	般	窓階階	般	数	昌
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	-	10	300	全部		庩	駐車	11 Rts	床面	危険物	屋上	エレ	12	感知器		\otimes	感知	A	50	20		地階	
		公会堂、集会場					_	面 積	の用	階以-	積五	物	I;-	ベ	Ш	器	_	_	器	地 階	Ш			を	
	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブの類 	-					Ξ	に供	上の	<u> </u>	の規	あっ	l ター		の 取			を 設	0				を除く	
(2)		遊技場、ダンスホール	-	10	300	全部		m ²	る部	階	m ²	制に	ては床		12	り付		\otimes	置す	鱼	50			、階数が	500
(2)	八	風俗言業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店 舗(1)項イ(4)項(5)項イ及び9)項イに掲げる防火		10	330		100	以	駐車の用に供する部分の床面		以	に 関 す	床	の昇降	'-	け			3	の床面積合計	ا ال		300	が 11	
	, (対象物の用途に供されているものを除く)その他これに 類するものとして総務省令で定めるもの						し			上のも	るか	面積六	降路、		面の			感知器を設置する区域の	計				以上	
	1	待合、料理店の類		Н			-	もの	積		もの	以令品	六	IJ	\vdash	高さ			の天		\vdash			の	9
(3)		飲食店	1	10	300	全部			m²			する政令別表第四で定める数量	m ²	ネン	12	うが 15	0	$ \otimes $	天井等		50			もの	1000
(4)		百貨店、マーケット、その他の物品販売業を 営む店舗又は展示場		10	300	全部		1	以上			第四	以	シュ	12	以以	0	\otimes	0 0		50			Ϋ́	9 500
(F)	1	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの		10	300	全部			但			で定	上	ı	12	上 20		\otimes	見さ	1000	20		300	地	500
(5)		寄宿舎、下宿、共同住宅			500				し駐車			めっ	それ	Ļ		m	0	Δ	の高さが15m		50		800	又は地階の	1000
	1	病院、診療所、助産所										数	れ以外	パイ		未満			m 以	(A)	20			階数	
(6)	П	老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護		10	300	全部			するすべての			の	四	プダ	12	の場	0	\otimes	以上の	A と同じ			300	が	500
	八	施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設 幼稚園、盲学校、聾学校、養護学校							の車			五		タク		祫			場	P	50			3 以	500
(7)	, , ,	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、 大学、専修学校、各種学校の類		Н	500)車両が[位	m² 以	クトそ	\vdash			Δ	所(50			上の	300
(8)		図書館、博物館、美術館の類		П	500		1		同時に屋			倍以し	主の	の				Δ	20 m		50		800	もの	
(0)	1	蒸気浴場、熱気浴場の類		10	200	全部			屋外			上の指定可	l ŧ.	他これ	12			\otimes	未満	Aと同じ	20		300	W	9
(9)	П	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場			500				に出			指定	مَّ	6				Δ	はた		50				1000
(10)		車輌の停車場、船舶又は航空機の発着場			500				<u>2</u>			可燃		に類				Δ	感		50				
(11)		神社、寺院、教会の類			1000				とがだ			燃物		す				Δ	未満は煙感知器		50				
(12)	1	工場、作業場			500				きる			を貯蔵		るも			0		買		50			8	9
(12)	П	映画スタジオ、テレビスタジオ			300				構造			蔵し、		တ္စ							50				500
(13)	1	自動車車庫、駐車場	ļ		500	ļ			外に出ることができる構造の階を除く。					階							50				
. ,		飛行機又は回転翼航空機の格納庫		Ш	全部				を除く			又はい		段及び			\sqsubseteq		-						9
(14)		倉庫 前各項に該当しない事業場	_	Ш	500				\ <u>\</u>			取り		び傾				Δ	-		50				1000
(15)		(事務所、銀行、裁判所等)			1000	l		-				扱うも		斜路。	\square		0	8	-	⊏ 1000	50				
(16)	1	1 .特定用途を含む複合用途防火対象物	ļ	10	300	全部	3					もの。		埠	12		0	8	-	5 1000 (500)	50		500		
(15		イ以外の複合用途防火対象物	_	Н	200							ړ							-	延べ面積			H		
(16-		地下街		Н	300		-										0	8	-	1000	/		全	部 8	全部 9
(16-	3)	7.準地下街 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、		Н	4(300	1	-											8	-	6(500)	F0			0	9 500
(17)		重要美術品等の建造物		1	全部	1	1	1		1					1						50		1		1 500

- 1 特定用途とは、(1)項~(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は、(9)項イに掲げる防火対象物の用 2 延べ面積500m²以上でかつ特定部分の床面積合計が300m²以上の手の。
- 3 地階又は無窓階で、(2)項又は(3)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面
- 積の合計が100m²以上。 4(1)頃から(15)頃までのうち、それぞれの基準面積に達した部分について設置する。
- 5 地階の床面積合計が1000m²以上で、特定部分の床面積の合計が、500m²以上のもの。 6 延べ面積が1000m2以上で、特定部分の床面積の合計が500m2以上のもの。
- 7 準地下街とは、「建物の地階で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを 合わせたもので、特定用途に供される部分が存するもの」をいう。
- 8 放送設備の起動装置に、防災センター等と通話することのできる装置を付置すること。ただし、 起動装置を非常電話とする場合はこの限りでない。
- (地階を除く階数が11以上の階又は地階の階数が3以上の階) 9 消防機関へ常時通報することができる電話を設置したときは、設置しないことができる。
- 10 特定1階段等防火対象物の受信機にあっては再鳴動機能を有する。
- 11 地下階又は3階以上に特定用途があり屋内階段が1のもの。 12 特定1階段等防火対象物の階段室にあっては垂直距離7.5m毎に設置。
- (11以外は垂直距離15m毎に設置) 標示温度75 以下で作動時間60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを設けた場合でも自動
- 火災報知設備を省略できない場所。
- (イ)特定防火対象物(表中 の箇所) (ロ)(イ)以外の防火対象物の地階、無窓階、11階以上の階。
- (ハ)階段、傾斜路、パイプシャフト、エレベーターの昇降路など。
- (二)廊下、通路で煙感知器を設置する義務のあるところ。
- 印は、既存そ及の適用を受ける防火対象物を示す。
- ただし¹/2又は1000m²以上の増改築又は主要構造部である壁について行う過半 の修繕又は模様替えの場合はすべての防火対象物に適用。
- 煙感知器を設けなければならない場所。
- 熱感知器、煙感知器又は炎感知器のいずれかを設置。
- 廊下、通路が地階、無窓階、11階以上にあるときは、熱感知器、煙感知器又は、 同問は、 炎感知器のいずれかを設置。
- 各々の防火対象物の基準による。
- 煙感知器、熱煙複合式スポット型感知器又は炎感知器を設置することを示す。 ⊗EΠI± 高感度の熱感知器:差動式若しくは補償式の1種又は2種、定温式の
 - 特種又は1種(公称作動温度75 以下のものに限る。)

l	危	険	物0	D規	制は	- 関する規則 (危規	則第38条第1項)自動火災報知設備の設置基準							
ı		_		設訂	置対象									
ı	製造	所等の	別	_										
	製	般	造 取	31	所 所	高引火点危険物のみを 100 未満の温度で取 り扱うもの	延べ面積500m²以上のもの							
						その他のもの	②指定数量の100倍以上のもので屋内にあるもの ①延べ面積500㎡以上のもの ②一般取扱所の用途に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所(他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く。) ②一〇のいずれかに該当するもの							
	屋	内	貯	蔵	所	指定数量の100倍以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの(高引火点危険物を貯蔵し、又は取り扱うものを除く。) 貯蔵倉庫の延べ面積が150m²を越えるもの(貯蔵倉庫が150m²以入内ごとに不燃材料で造った開口部のない陽壁で区画されているもの又は第2類若しくは第4類の危険物(引火性固体及び引火点が70未満の第4類危険物を除く。)を貯蔵し、若しくは取り扱うものにあっては延べ面積500m²以上のもの。) 幹高が6m以上の平屋建のもの建築物の一部に設ける屋内貯蔵所(他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているもの及び第2類又は第4類の危険物(引火性固体及び引火点が70未満の第4類危険物を除く。)のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)								
l	屋	外タ	ンク	貯店	茂 所	岩盤タンクに係るもの								
	屋	内タ	ンク	貯蔵	成 所	タンク専用室平家建以外の建築物に設けるもので引火点が40 以上70 未満の危険物に係るもの(他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているもの等を除く。)								
	給	油	取	扱	所	1階の一方のみが開放さ 上部に上階を有する屋内								



校 [日:日] 日:日 [日:日] 特殊な場所 油庫 ②(防爆) サウナ、浴室 □1で150 電池室 □

- 注:(1)感知器の種別はそれぞれ適応するものを選ぶこと(2種、図は2種が一般に多く使用されている)。 (2)押入の*し。は、市町村により、「「を設ける場合もある。
- (3)駐車場の*▽は、令第32条の特例を適用した場合に設置できる。 (4)廊下の は、熱感知器、煙感知器又は炎感知器のいずれかを設置。

ガスもれ火災警報設備設計基準抜粋

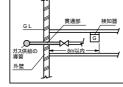
警戒区域 念:自火報設備に準ずる。貫通部は別警戒区域とする。 受信機 ◯ :自火報設備に準ずる。 中継器 ◯ :点検に便利で、防火上有効な措置を講じた箇所。 ガスもれ表示灯 (公: 通路に面する部分の出入口付近。ただし、1警戒区域が1室の場合は不要。

0.6m以 는

音声警報装置 : 操作部は受信機の直近。スピーカーは各階ごとに、その階の各部分から1のスピーカーまで水平距離25m以下。(非常放送兼用可)



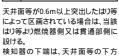
燃焼器又は貫通部から、水平距離で8m以内の位置に設ける。





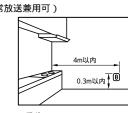
によって区画されている場合は、当該 はり等より燃焼器側又は貫通部側に 設ける。

0.3m以内の位置に設ける。





燃焼器が使用される室の天井面等の 付近に吸気口がある場合には、当該 燃焼器との間の天井面等が0.6m以 上突出したはり等によって区画されて いない吸気口のうち、燃焼器から最も 近いものの付近に設ける。



< 重ガス> 燃焼器又は貫通部から、水平距離で 4m以内の位置に設ける。 検知器の上端は、床面の上方0.3m以